

添付書類（5）

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

業務委託契約書（案）

令和8年4月

大牟田市企業局

荒尾市企業局

業務委託契約書（案）

- 1 事業名 大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業
- 2 事業場所 共同浄水場、共同浄水場外施設（上の原浄水場、荒尾市中央水源地、大牟田市水道施設、高田中継ポンプ場）
- 3 契約期間 自 令和●年●月●日
至 令和 24 年 3 月 31 日

4 委託代金

千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

[(うち消費税及び地方消費税の額 金 []円)]

委託代金は委託者から受託者に支払われるサービス対価の総額であり、詳細は第3章に定めるとおり

- 5 契約保証金 添付約款に記載のとおり
- 6 支払条件 添付約款に記載のとおり

上記の事業について、大牟田市（以下「委託者1」という。）及び荒尾市（以下「委託者2」という。「委託者1」及び「委託者2」を「委託者」と総称する。）と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 1 住所
氏名

印

委託者 2 住所
氏名

印

受託者

住所
氏名

印

目 次

第1章 総則	6
第1条 (共通事項)	6
第2条 (定義等)	6
第3条 (契約書類)	6
第4条 (規定の適用関係)	7
第2章 本業務の委託	7
第5条 (委託業務の範囲及び業務向上提案)	7
第6条 (既存事業者からの引継ぎ)	8
第7条 (契約期間)	8
第8条 (受託者の義務)	8
第9条 (委託者の責任)	9
第3章 サービス対価の支払等	9
第10条 (サービス対価の支払)	9
第11条 (サービス対価の支払方法等)	9
第12条 (サービス対価の改定等)	10
第13条 (費用及び費用の増加)	11
第14条 (本業務に関するモニタリングの実施)	11
第15条 (サービス対価の減額等)	11
第16条 (サービス対価の返還)	11
第17条 (運転停止の場合の固定費の支払)	11
第18条 (契約保証金)	12
第19条 (公租公課)	12
第4章 知的財産権	12
第20条 (著作権等)	12
第21条 (著作権等の譲渡禁止)	13
第22条 (著作権の侵害防止)	13
第23条 (秘密保持義務)	14
第5章 維持管理業務	14
第1節 共同浄水場施設維持管理業務	14
第24条 (業務計画書等)	14
第25条 (従事員及び総括責任者等)	15
第26条 (共同浄水場維持管理業務の開始)	15
第27条 (再委託の禁止)	15
第28条 (水道法に基づく第三者委託)	15
第29条 (法令等の遵守)	16
第30条 (委託者への報告)	16
第31条 (記録の保存)	16
第32条 (水質及び水量の確保)	17
第33条 (臨機の措置)	17
第34条 (共同浄水場施設維持管理業務)	18
第35条 (修繕業務)	18
第2節 共同浄水場外施設維持管理業務	18
第36条 (共同浄水場維持管理業務に関する規定の準用)	18
第37条 (共同浄水場外施設維持管理業務)	19
第6章 共同浄水場既存設備更新業務	19
第1節 長期更新計画策定業務	19

第 38 条 (長期更新計画の策定)	19
第 39 条 (更新工事の実施)	19
第 2 節 設計業務	19
第 40 条 (設計業務)	19
第 41 条 (工事実施計画書の作成)	19
第 42 条 (工事実施計画書の変更)	20
第 3 節 工事等業務	20
第 43 条 (工事等用地)	20
第 44 条 (近隣対策等)	20
第 45 条 (工事の一時中止)	20
第 46 条 (試運転)	21
第 47 条 (工事等完成検査及び引渡し)	21
第 48 条 (契約不適合)	21
第 7 章 許認可の取得・法令等の変更・不可抗力等	22
第 49 条 (受託者の保存・保管義務)	22
第 50 条 (特許権侵害等)	22
第 51 条 (一般的損害)	22
第 52 条 (第三者に及ぼした損害)	22
第 53 条 (保険)	23
第 54 条 (法令等の変更)	23
第 55 条 (不可抗力)	23
第 8 章 契約の終了	24
第 56 条 (事業継続の検討)	24
第 57 条 (本契約の終了時の取扱い)	24
第 58 条 (委託者の事由による解除)	24
第 59 条 (受託者の債務不履行等による解除)	25
第 60 条 (委託者の債務不履行による解除等)	25
第 61 条 (法令等の変更及び不可抗力による解除)	26
第 62 条 (解除の効力)	26
第 63 条 (損害賠償等)	27
第 9 章 補則	27
第 64 条 (契約の譲渡)	27
第 65 条 (遅延利息)	27
第 66 条 (両市の責任分担)	27
第 67 条 (談合等の不正行為に対する違約金)	28
第 68 条 (個人情報取り扱い)	29
第 69 条 (本契約に定めのない事項)	29
別紙 1 維持管理費の支払方法	30
別紙 2 維持管理費の減額の基準及び方法	35
別紙 3 特許の使用	41
別紙 4 原水水質引き渡し条件	42
別紙 5 受託者等の付す保険の概要	43
別紙 6 法令等の変更による費用の負担割合	44
別紙 7 不可抗力による費用負担	45

第1章 総則

第1条 (共通事項)

1. 委託者及び受託者は、本契約に基づき、業務要求水準書に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。
2. 本契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる言語は、日本語とする。
3. 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
4. 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
5. 本契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる計量単位は、業務要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。
6. 本契約及び業務要求水準書における期間の定めについては、本契約に特別の定めのないときは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
7. 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
8. 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。
9. 本契約にかかる訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属直轄裁判所とする。
10. 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、質問、回答、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、書面により行わなければならない。但し、委託者が書面によることを不要と認めた場合はこの限りではない。

第2条 (定義等)

1. 本契約において使用されている用語は、本契約に別段の記載がない限り、委託者及び受託者間の基本契約（以下「本基本契約」という。）に定める意味を有するものとする。
2. 本契約において各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条 (契約書類)

1. 本契約は、次項に記載される別紙及びそれらの変更契約、並びに本基本契約及び業務要求水準書等と一体をなし、全てをあわせて一個の契約を構成するものとする。
2. 本契約には、次の別紙が添付されるものとする。

別紙1 維持管理費の支払方法

別紙2 維持管理費の減額の基準及び方法

別紙3 特許の使用

別紙4 原水水質引き渡し条件

別紙5 受託者等が付す保険の概要等

別紙6 法令等の変更による費用の負担割合

別紙7 不可抗力による費用負担

第4条（規定の適用関係）

1. 本契約、本基本契約、質問回答書及び業務要求水準書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本基本契約、本契約、質問回答書（ただし、令和7年11月7日付質問回答書を除く。）、業務要求水準書、募集要項、令和7年11月7日付質問回答書、実施方針及び事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
2. 本契約の書類間で疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
3. 業務要求水準書と事業者提案の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された業務要求水準を上回るとき（委託者及び受託者が事業者提案について確認した事項を含む。）に限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第2章 本業務の委託

第5条（委託業務の範囲及び業務向上提案）

1. 委託者は、本契約の各条項に基づき、契約期間において、本施設に係る本業務を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。本業務の範囲は、共同浄水場維持管理業務、共同浄水場外施設維持管理業務及び共同浄水場既存設備更新業務である。
2. 受託者は、業務要求水準書等に記載された性能要求を満たし、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないよう適正に本施設の運転及び保守点検を行わなければならない。また、受託者は、本施設が業務要求水準書等に記載された施設要件及びその他環境への配慮等を満たすよう、本業務を行わなければならない。
3. 受託者は、本業務について業務要求水準書等で示す手法よりも効果的かつ効率的な業務手法を委託者に提案することができ、委託者は本業務をより効果的かつ効率的に実施できると判断した場合、これを取り入れることができる。
4. 前項の業務改善に要する費用は、委託者及び受託者が協議の上決定し、必要に応じて本契約の契約金額に反映させることができる。また、提案された業務手法により当初に比べて委託者の経費節減効果が明らかとなる場合、受託者は、経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができ、当該割合については、委託者と受託者で協議の上、決定する。

第6条（既存事業者からの引継ぎ）

1. 受託者は、本契約締結後速やかに、維持管理業務について既存事業者から引き継ぎを受けるものとする。
2. 本契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは事業引継期間とする。受託者は、かかる期間内に前項の引継ぎを完了させるものとする。
3. 委託者は、第1項の引継ぎに関し、受託者への対価の支払いを要しない。

第7条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日から、令和24年3月31日までとする。

第8条（受託者の義務）

1. 受託者は、善良なる管理者の注意をもって、本契約、本基本契約、業務要求水準書等及び業務計画書（以下「本契約等」という。）に基づき、本業務を行わなければならない。
2. 受託者は、業務要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で本契約を締結したことをここに確認する。受託者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。但し、受託者の当該情報及びデータの未入手が業務要求水準書等の記載の不備等、委託者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
3. 受託者は、本契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を得るものとし、受託者の責に帰すべきその取得の遅延に起因する全ての損害を賠償するものとする。但し、委託者の単独申請にかかるものについては、この限りではない。
4. 受託者は、委託者が前項但書の規定に基づき得るべき許認可の申請等について、自己の費用により資料の作成等の協力をする。
5. 前項の規定は、委託者が行う国庫補助金の申請等がある場合について準用する。
6. 受託者は、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の原本を保管し、委託者の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを委託者に提出するものとする。
7. 受託者は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、委託者はかかる紛争の解決につき、受託者に協力する。また、受託者は、委託者が結ぶ住民協定等を十分に理解してこれを遵守する。なお、受託者は、本業務を常に適切に行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
8. 受託者は、本業務に関し業務要求水準書に従うものとし、本業務に関し、受託者の責に帰すべき事由によって環境に影響を及ぼした場合、委託者及び第三者に生じた損害を賠償する。受託者は、業務要求水準書に記載する基準値（但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。）を確実に確保するものとする。
9. 受託者は、本契約等に従って、本業務に必要な人員を確保し、かつ、本業務に必要な研修、訓練を

済ませて、事業引継期間内に本業務を実施できる体制を整えなければならない。

10. 受託者は、維持管理期間の開始前までに、本業務を実施するために必要な体制が整った旨を委託者に対し通知し、本契約等に従った体制が整えられていることについて、委託者の確認を受けなければならない。
11. 受託者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。その後の改正を含む。）第 21 条及び労働安全衛生法第 66 条第 2 項に基づき、本施設で維持管理業務に従事している者（受託者の従業員であるか否かを問わない。）について、環境省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、受託者は実施結果を速やかに委託者に報告する。
12. 本条による受託者の義務の履行に要する費用は、受託者の負担とする。

第 9 条（委託者の責任）

1. 委託者は、本施設を所有し、当該施設を稼働させて浄水処理を行うに必要な許認可を取得し、これを維持し、その他必要な届出及び検査（水道法第 13 条及び第 23 条の 2 第 2 項に基づくものを含む。）等を行う。
2. 委託者は、受託者が第 8 条第 3 項の規定に基づき得るべき許認可・届け出等の申請等について、協力するものとする。
3. 委託者は、本施設で処理を行う原水を提供するものとする。なお、本条は、提供する原水の量及び水質について委託者が保証することを意味するものではない。
4. 委託者は、本施設の設置に関する住民からの苦情等については、これらの対応及び解決を図るものとし、受託者はこの解決に協力するものとする。

第 3 章 サービス対価の支払等

第 10 条（サービス対価の支払）

1. 委託者は、受託者に対し、維持管理業務及び共同浄水場既存設備更新業務の対価として、維持管理費と更新業務費で構成されるサービス対価を支払うものとする。
2. サービス対価のうち、本施設の点検、補修又は修繕に対する対価は維持管理費に含まれるものとする。
3. 前 2 項のほか、サービス対価の内容は別紙 1 に記載のとおりとする。
4. 受託者は、サービス対価が本契約上の全ての義務及び責任に対する対価として適正なものであることを確認する。

第 11 条（サービス対価の支払方法等）

1. サービス対価のうち、維持管理費については、以下の各号に定める方法により支払う。
 - (1) 修繕費以外の維持管理費

別紙1記載の各四半期終了後、受託者が委託者に対して請求書を提出する。委託者は、当該各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日）までに、モニタリングの結果を踏まえて維持管理費を支払うものとする。

(2) 修繕費

受託者が提案した長期修繕計画に基づき実施された修繕業務について、各四半期終了後に前号に準じて支払う。

2. サービス対価のうち、更新業務費については、以下の各号に定める方法により支払う。

(1) 長期更新計画策定業務費

受託者が提出し委託者が承認した長期更新計画策定業務に関する見積額の総額のうち、その1/15を毎年度末までに支払う。

(2) 設計業務費

受託者が提案し委託者が承認した設計業務費の総額を、各年度ごとに分割して毎年度末までに支払う。各年度に支払う設計業務費は、翌年度の工事等業務費の金額を踏まえ、委託者が承認した金額とする。

(3) 工事等業務費

受託者は、工事实施の前年度に当該工事に係る工事实施計画書を提出し、委託者の承認を得る。委託者は、工事实施計画書に示す工事等業務費を上限とし、受託者が更新工事その他の共同浄水場既存設備更新業務に実際に要した費用を支払う。支払い時期は、当該工事に係る第47条に基づく検査完了後に受託者が請求書を発行し、委託者が当該請求書を受領した日から30日以内とする。

3. 前2項のほか、サービス対価は別紙1に定める期間、方法、手続により支払われるものとする。

4. 委託者は、サービス対価の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項、同法第14条に定める割合による遅延損害金を支払うものとする。

5. 委託者は、サービス対価の支払に際し、本契約上受託者から委託者への支払が必要な場合、当該支払必要額をサービス対価から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

第12条（サービス対価の改定等）

1. サービス対価は、別紙1に従い改定される。

2. 前項に規定するもののほか、不測の事態が生じたときは、委託者及び受託者は速やかに、サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法等の変更について協議を行うものとする。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

3. 前項の協議開始の日については、委託者が実務上合理的に開催可能な日を裁量にて設定して受託者に通知する。

第 13 条（費用及び費用の増加）

1. 受託者は第 5 条に定める委託業務の範囲において、保守管理、検査、修繕及び点検を中心とした本施設に含まれる全ての設備及び建物の保守に関する人件費、備品等の購入費及びその他の費用を負担する。但し、本契約において委託者の負担と規定されているものについてはこの限りではない。
2. 委託者は、その責に帰すべき事由による事業内容の変更等やその指示や債務不履行による増加費用を負担し、かかる変更により受託者に生じた損害を賠償する。
3. 受託者は、本施設の性能が業務要求水準書の要求する水準に達していないことに起因する増加費用を負担し、かかる水準未達により委託者に生じた損害を賠償する。但し、当該水準未達が、委託者の責に帰すべき事由、不可抗力又は法令等の変更によることを受託者が明らかにしたときは、この限りではない。

第 14 条（本業務に関するモニタリングの実施）

1. 委託者は自らの責任と費用において、受託者による本業務の実施に関して、本契約等に規定するサービスが提供されていることを確認するため、別紙 2 の維持管理費の減額の基準及び方法に従って、モニタリングを行う。
2. 委託者は、モニタリングに際して説明の要求、説明の実施及び立会いの実施、是正の請求等のみを理由として維持管理業務の実施の全部又は一部について、何らかの責任を負担するものではない。

第 15 条（サービス対価の減額等）

1. 委託者は、本契約に基づいて受託者が行う本業務について、本契約等に規定する内容及び水準を満たしていない事項が存在すると合理的に判断した場合、別紙 2 の維持管理費の減額の基準及び方法に従い、受託者に対して当該事項の是正を勧告し、サービス対価の減額又は支払停止を行うことができる。
2. 別紙 2 による維持管理費の減額は、委託者の受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、受託者は、その債務不履行により委託者に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償しなければならない。

第 16 条（サービス対価の返還）

第 30 条又は第 36 条の規定に従い受託者が作成する業務報告書に虚偽の記載があることが、当該報告書に相応するサービス対価の支払後に判明した場合、委託者は受託者に対し、減額されるべきサービス対価の相当額の返還を請求し得る。この場合、当該減額されるべきサービス対価を受託者に支払った日から、委託者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項、同法第 14 条に定める割合で計算した額の違約金を付するものとする。

第 17 条（運転停止の場合の固定費の支払）

1. 委託者は、本施設に係る浄水設備又は送水設備の運転停止があった場合、理由の如何に関わらず、受託者に対し、サービス対価（固定費）から、当該運転停止により受託者が支払を免れた費用を控除した金額の支払いを継続するものとする。

2. 前項の規定は、受託者の責めによる本施設に係る浄水設備又は送水設備の運転停止に関する委託者の損害賠償請求を妨げるものではない。

第 18 条 (契約保証金)

1. 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。但し、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実に認める金融機関等の保証
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証にかかる契約保証金の額、補償金額又は保険金額は、本契約にかかる 1 年間のサービス対価の 100 分の 10 以上としなければならない。
3. 第 1 項の規定により、受託者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
4. 第 1 項第 (1) 号に定める保証については、本契約の契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

第 19 条 (公租公課)

1. 受託者は、本業務に関連して生ずる公租公課を全て負担するものとする。
2. 受託者は、サービス対価は本業務に関連する租税費用を含むものであることを確認する。但し、本契約締結時点において委託者及び受託者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受託者に発生した場合、受託者は、その負担及び支払方法について、委託者と協議することができる。

第 4 章 知的財産権

第 20 条 (著作権等)

1. 受託者は、受託者が、本施設を稼働させ、原水を処理するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（委託者から許諾されたものを除く。）を自らの責任で取得するものとする。当該特許権等の詳細は、別紙 3 記載のとおりとする。但し、委託者が当該実施権等を使用し指定し、かつ受託者が当該技術にかかる工業所有権の存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した合理的な費用を負担しなければならない。
2. 受託者は、サービス対価は、前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに本契約に基づ

いて受託者が作成する成果物及び本施設の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。委託者は、委託者が受託者に実施または使用させる特許権等に関しては、その実施または使用許諾の対価を受託者に請求しない。

3. 委託者が、本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、委託者に留保されるものとする。
4. 委託者は、本契約に基づいて受託者が作成する成果物について、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
5. 本契約に基づいて受託者が作成する成果物のうち著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
6. 受託者は、委託者が本契約に基づいて受託者が作成する成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（委託者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 号第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様代えにより改変し、又は取り壊すこと。
7. 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を公表すること。
 - (2) 本施設に受託者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第 21 条（著作権等の譲渡禁止）

受託者は、自ら又は著作権者をして、本契約に基づいて受託者が作成する成果物及び本施設にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させてはならない。

第 22 条（著作権の侵害防止）

1. 受託者は、本契約に基づいて受託者が作成する成果物及び本施設が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。
2. 受託者は、本契約に基づいて受託者が作成する成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 23 条（秘密保持義務）

1. 委託者及び受託者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
2. 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、委託者又は受託者のいずれかの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 委託者及び受託者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを署名により合意した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 委託者と守秘義務契約を締結した委託者のアドバイザーに開示する場合

第 5 章 維持管理業務

第 1 節 共同浄水場施設維持管理業務

第 24 条（業務計画書等）

1. 受託者は、毎年 1 月末までに、翌年度の年間業務計画書（保守・点検計画書その他の業務計画書を含む。）を委託者に提出し、その確認を受けるものとする。また、維持管理業務の開始までに、本契約等に基づき、共同浄水場に係る運転マニュアル（以下「運転マニュアル」という。）を委託者に提出し、確認を受けるものとする。なお、運転マニュアルは非常時における対応についても規定しなければならない。受託者は運転マニュアルの変更が必要と決めたときは事前に委託者に変更点を説明した後に変更を行い、変更後の運転マニュアルを委託者に提出して、変更箇所について委託者に確認を得なければならない。
2. 受託者は、毎月 20 日までに、月間業務計画書を委託者に提出し、その確認を受けるものとする。
3. 委託者は、業務計画書について確認するにあたり、業務計画書の内容が本契約、業務要求水準書等に従っていない場合、受託者に対し適宜指摘を行うことができる。受託者は、委託者からの指摘事項がある場合、指摘事項を十分に踏まえて業務計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補

足、修正又は変更を経た業務計画書につき、改めて委託者の確認を受けなければならないものとする。委託者の確認後、業務計画書を変更したときは、速やかに変更部分につき委託者の確認を受けるものとする。但し、業務計画書の内容によって、委託者が受託者に支払う翌事業年度のサービス対価の固定費を見直すものではない。

4. 委託者は、受託者の作成した業務計画書について、受託者から説明を受けることができるものとする。また、受託者は、業務計画書の内容で、受託者の事業者提案と一致しない事項については、委託者に対し、相違点を通知し、必要な説明を行わなければならない。
5. 受託者は、本契約等に従い、毎事業年度及び毎月の共同浄水場維持管理業務を実施するものとする。
6. 受託者は、共同浄水場維持管理業務が本契約等に基づいている限りにおいて、その裁量により、人員構成、資材の調達方法等を決めることができるものとする。

第 25 条（従事員及び総括責任者等）

1. 受託者は、共同浄水場維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び共同浄水場維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、委託者に届出なければならない。
2. 受託者は、共同浄水場の維持管理のために有資格者及び共同浄水場の従業員を、自らの責任及び費用において、その必要人数を確保しなければならない。
3. 委託者は、共同浄水場維持管理業務の執行上、総括責任者及び業務責任者が不相当であると認めたときは、その理由を明示して、受託者に総括責任者及び業務責任者の変更を求めることができる。
4. 受託者は、共同浄水場維持管理業務の途中で総括責任者及び業務責任者を変更した場合は、速やかに書面により委託者に届け出るものとする。

第 26 条（共同浄水場維持管理業務の開始）

受託者は、事業引継期間満了日の翌日から、共同浄水場維持管理業務を開始する。

第 27 条（再委託の禁止）

1. 受託者は、共同浄水場維持管理業務について、その全部を第三者（ただし受託者の株主を除く。）に委託し又は請負わせてはならないものとする。受託者は、共同浄水場維持管理業務について、一部を委託者の事前の書面による承諾なく、第三者（ただし受託者の株主を除く。）に委託し又は請負わせてはならないものとする。
2. 前項の委託者の事前承諾を得た上での第三者の使用は、すべて受託者の責任と費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

第 28 条（水道法に基づく第三者委託）

1. 委託者は、水道法第 24 条の 3 の規定に基づき、受託者に対し、共同浄水場維持管理業務を受託者に

委託する。受託者は、かかる業務を受託者の責任と費用をもって実施する。

2. 受託者は、共同浄水場維持管理業務を遂行するに当たり、水道法第 24 条の 3 第 3 項の規定により、受託水道業務技術管理者（専任）を定めることを要する。
3. 受託者は、受託水道業務技術管理者を定めるとき又は変更するときは、事前に、書面によりその氏名を委託者に通知するとともに委託者の確認を受けなければならない。
4. 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を総括する責任者として、共同浄水場維持管理業務の遂行を管理する。
5. 受託者は、共同浄水場維持管理業務の履行に関し、その管理を行う現場業務責任者を定めるものとし、事前に、書面によりその氏名その他必要な事項を委託者に通知するとともに委託者の確認を受けなければならない。変更しようとするときも同様とする。
6. 現場業務責任者は、共同浄水場維持管理業務の実施を統括する。なお、受託水道業務技術管理者は、現場業務責任者と兼ねることができる。
7. 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、現場業務責任者その他の関係者の交代を要求することができる。

第 29 条（法令等の遵守）

受託者は、共同浄水場の維持管理に当たり、水道法を含む法令等を遵守しなければならない。

第 30 条（委託者への報告）

1. 受託者は、共同浄水場の維持管理の状況等につき、運転管理記録、保守点検記録、水質管理記録、修繕記録、消耗品調達管理記録、膜交換等記録、薬品調達管理記録、光熱水調達管理記録、浄水ケーキ有効利用記録、見学者対応記録、保安記録、植栽管理記録、清掃記録及び施設機能確認報告書を含む年度報告書、四半期総括書及び月間報告書を業務報告書として作成し委託者に提出するものとする。また、定期的な報告以外に、合理的な範囲で、委託者が報告、記録、資料提供を要求する場合は、速やかに対応するものとする。
2. 受託者は、第 1 項に基づき作成した年度報告書を、当該年度終了後の 14 日以内に委託者に提出する。
3. 受託者は、第 1 項に基づき作成した四半期総括書を、当該四半期終了後の 14 日以内に委託者に提出する。
4. 受託者は、第 1 項に基づき作成した月間報告書を、当該月終了後の 7 日以内に委託者に提出する。
5. 受託者は、定期的な報告以外に、委託者が要求する場合は速やかに対応しなければならない。

第 31 条（記録の保存）

受託者は、前条の規定に基づく各報告書及びその他受託者が前条の規定に基づく各報告書及び業務要求水準書に基づき作成する書類、図面等の図書につき、業務要求水準書に定める期間これを保管し、契約期間終了時に保管しているものは委託者にこれを全て引渡すものとする。

第 32 条（水質及び水量の確保）

1. 委託者及び受託者は、共同浄水場の原水が別紙 3 及び業務要求水準書記載の水質及び水量を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
 - (1) 共同浄水場の原水の水質が別紙 3 及び業務要求水準書に定める条件に満たない場合には、受託者は、速やかにその旨を委託者に報告の上、両者協議の上で必要かつ適切と認められる場合には、浄水処理を停止するものとする。これに起因して受託者に発生した増加費用及び損害は、合理的な範囲で委託者がこれを負担する。
 - (2) 共同浄水場の原水水質が業務要求水準書に定める条件に満たない状態が 3 日以上継続し、かつ、当該逸脱に起因して、共同浄水場の能力又は機能が業務要求水準書に定められた水準に満たず、受託者の追加費用及び損害が生じていることが明らかな場合、委託者及び受託者は、追加費用及びサービス対価の見直し等につき協議するものとする。
2. 共同浄水場の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が業務要求水準書に定める水準に満たないときは、受託者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、委託者に随時その状況を報告するものとする。
3. 浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又は、その恐れがあるときは、受託水道業務技術管理者は、その責務に従い、浄水処理の停止を含めた判断を下し、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者及び受託者はその対応を協議しなければならない。これに起因して受託者に発生した増加費用及び損害は、受託者がこれを負担する。
4. 原水の汚染により業務要求水準書及び事業者提案に定める水質を下回ることとなった場合には、これに起因して受託者に発生した増加費用及び損害は委託者がこれを負担する。
5. 共同浄水場の原水水質が別紙 3 及び業務要求水準書に定める水質の範囲内である限り、受託者は、委託者に対して、当該原水の水質の変動を原因とするサービス対価の見直しその他費用の請求をすることはできない。
6. 受託者は、委託者が共同浄水場の原水の水質及び水量を本条により保証したものではないことを確認する。

第 33 条（臨機の措置）

臨機の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴くことを要する。但し、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- (2) 前号の場合、受託者は、臨機の措置をとるべき事態が発生したときは速やかに委託者に連絡するとともに、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知するものとする。
- (3) 委託者は、事故、災害防止その他共同浄水場の維持管理を行う上で、特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
- (4) 受託者が第（1）号又は前号の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、当該措置に要し

た費用のうち、受託者の責に帰すべき事由により臨機の措置が必要となったもの及び本施設と同種の施設の運転において通常予測できる理由により臨機の措置がとられたものについては、受託者がこれを負担するものとし、それ以外の理由により臨機の措置がとられた場合の費用は、委託者が負担するものとする。但し、不可抗力を理由として臨機の措置がとられた場合の費用負担は、第 55 条が適用されるものとする。

第 34 条（共同浄水場施設維持管理業務）

受託者は、本契約等及び運転マニュアルに従って、委託者と相互に協力して、業務要求水準書に定められた以下の業務を実施するものとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 水質管理業務
- (4) 修繕業務
- (5) 消耗品調達管理業務
- (6) 膜交換等業務
- (7) 薬品調達管理業務
- (8) 光熱水燃料調達管理業務
- (9) 浄水ケーキ有効利用業務
- (10) 見学対応業務
- (11) 保安業務
- (12) 植栽管理業務
- (13) 清掃業務
- (14) 災害及び事故対策業務
- (15) 事業終了時の引継ぎ業務

第 35 条（修繕業務）

1. 受託者は、修繕業務に関し、業務要求水準書に基づき、長期修繕計画を委託者に提出し、委託者の承認を得るものとする。
2. 前項の長期修繕計画は、受託者が作成する長期更新計画と一体の計画としなければならない。

第 2 節 共同浄水場外施設維持管理業務

第 36 条（共同浄水場維持管理業務に関する規定の準用）

共同浄水場外施設維持管理業務に関して、第 24 条（業務計画書等）、第 25 条（従事員及び総括責任者等）、第 27 条（再委託の禁止）、第 29 条（法令等の遵守）、第 30 条（委託者への報告）、第 31 条（記録の保存）、第 33 条（臨機の措置）の規定を準用する（「共同浄水場」と「共同浄水場外施設」と読み替えるなど、適宜必要な読み替えがなされるものとする。）。

第 37 条（共同浄水場外施設維持管理業務）

受託者は、本契約等及び運転マニュアルに従って、委託者と相互に協力して、業務要求水準書に定められた以下の業務を実施するものとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 消耗品調達管理業務
- (4) 薬品調達管理業務
- (5) 燃料調達管理業務
- (6) 保安業務
- (7) 植栽管理業務
- (8) 清掃業務
- (9) 場外残留塩素等検査業務
- (10) 事業終了時の引継ぎ業務

第 6 章 共同浄水場既存設備更新業務

第 1 節 長期更新計画策定業務

第 38 条（長期更新計画の策定）

1. 受託者は、本事業開始後 3 年以内に、維持管理業務の状況を踏まえて長期更新計画を提出し、委託者の承諾を得るものとする。
2. 長期更新計画は、長期更新計画策定年度及び見直し年度を基準として、20 年を対象とする。なお、本事業開始後 3 年以内の更新工事について、業務要求水準書所定の設備を対象とするものとする。
3. 長期更新計画は、維持管理業務の状況等を踏まえ、3 年ごとに見直しを行う。

第 39 条（更新工事の実施）

受託者は、長期更新計画を踏まえ、次節以降の定めに基づき、共同浄水場に係る更新工事を実施する。

第 2 節 設計業務

第 40 条（設計業務）

受託者は、業務要求水準書に基づき設計業務を実施する。

第 41 条（工事実施計画書の作成）

1. 受託者は、毎年 9 月末日までに、翌年度の更新工事に係る工事等業務費の概算を委託者に報告した上で、毎年度末までに工事実施計画書を提出し、委託者の承諾を得るものとする。
2. 工事実施計画書は、設計図書（特記仕様書を含む）、工事費明細書その他委託者が必要と認める資料で構成される。
3. 受託者は、委託者から承諾を得られた工事実施計画書に基づき、更新工事を実施するものとする。

第 42 条（工事実施計画書の変更）

1. 委託者は、自ら必要と認める場合、受託者に対して、工事実施計画書の変更の検討を指示することができる。受託者は、当該指示の受領後 15日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告する。
2. 受託者は、受託者の責めに帰さない事由により、工事実施計画書の変更を要する場合、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告しなければならない。
3. 委託者は、前 2 項に規定する検討結果を受理した場合、工事実施計画書を変更させることができる。委託者は前 2 項に規定する検討結果を受理した場合、当該検討結果の受理後速やかに、当該変更を行うか否かを、受託事業者に通知しなければならない。
4. 前 3 項の規定に従い工事実施計画書が変更された場合、委託者は変更後の工事等業務費を負担する。
5. 長期更新計画について、第 38 条 3 項に基づき 3 年ごとの見直しを実施した結果、長期更新計画が変更された場合、委託者及び受託者は、当該変更に伴い合理的に必要な範囲で工事実施計画書及び工事等業務費を変更することができる。

第 3 節 工事等業務

第 43 条（工事等用地）

1. 更新工事の実施に際し用地の調達（使用貸借契約又は賃貸借契約の締結を含むがこれに限られない。）が必要となる場合には、受託者が自らの責任で行い、当該調達にかかる費用については、合理的な範囲で委託者がこれを負担するものとする。
2. 受託者は、更新工事の実施に際し、自らの責任及び費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行う。

第 44 条（近隣対策等）

1. 受託者は、必要と認めた場合には、更新工事の着手に先立って、自己の責任及び費用負担において、近隣住民に対して、工事計画等につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。委託者は、必要と認める場合には、受託者が行う説明に同席する等の協力を行う。
2. 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、受託者に生じた費用については、受託者が負担する。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、本事業の実施自体に直接起因した近隣対策の不調、住民反対運動・訴訟等に対する対応は委託者が行い、生じた増加費用及び損害については委託者が負担する。

第 45 条（工事の一時中止）

1. 委託者は、必要と認めた場合には、受託者に対して中止の内容及び理由を通知して、更新工事の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
2. 委託者は、前項により更新工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、更新工事に係るサービス対価を変更することができる。
3. 更新工事の実施の一時中止が受託者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、受託者に生じた更新工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他更新工事の実施の一時中止及びその続行に起因した増加費用若しくは損害について

は合理的な範囲で委託者が負担する。

4. 更新工事の実施の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 55 条（不可抗力）に従う。

第 46 条（試運転）

受託者は、試運転実施計画書を提出し委託者の承認を得るとともに、当該計画書に基づいて試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認するものとする。

第 47 条（工事等完成検査及び引渡し）

1. 受託者は、更新工事を完成したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
2. 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受託者の立会いの上、更新工事の目的物（以下、「更新工事目的物」という。）を対象として、工事实施計画書に定めるところにより、更新工事の完成を確認するための検査（以下、「更新工事完成検査」という。）を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知し、更新工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
3. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
4. 受託者は、更新工事完成検査について、検査、確認に必要な準備、資機材等の提供及び写真その他資料の整備を行うものとする。
5. 委託者は、更新工事完成検査による完成の確認後、受託者が更新工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該更新工事目的物の引渡しを受けなければならない。
6. 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該更新工事目的物の引渡しを更新工事に係るサービス対価の支払完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
7. 受託者は、更新工事が更新工事完成検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を更新工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第 48 条（契約不適合）

1. 委託者は、更新工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は、修補を請求することができない。
2. 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を、当該工事等の引渡しを受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10 年とする。
3. 委託者は、更新工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託事業者には通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の

請求をすることができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4. 第1項の規定は、更新工事目的物における契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
5. 受託者は、本契約の終了後においても前4項に基づく契約不適合責任を引き続き負うものとする。また、受託事業者は、本契約締結後速やかに、選定事業者の代表企業をして、委託者が合理的に満足する様式により、前4項に基づく受託者の契約不適合責任につき連帯保証する旨の保証書を委託者に差し入れさせるものとする。

第7章 許認可の取得・法令等の変更・不可抗力等

第49条（受託者の保存・保管義務）

受託者は、本施設及び本施設に存する資材、建造物及びその他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負うものとする。

第50条（特許権侵害等）

1. 受託者は、本業務を行うに際して、第三者から提起された特許権等の侵害の主張あるいは法的手続に関して、委託者を防御し、委託者の被った損害又は委託者が支払った費用（委託者の支払った弁護士費用を含む）を補償するものとする。
2. 委託者は、第2項にかかる特許権等の侵害の主張又は法的手続に関する第三者の通知若しくは裁判上の催告、権利主張等を受領したときは、当該第三者の権利主張内容を受託者に通知するものとする。但し、受託者は、当該通知が行われないことをもって、委託者に対する前項の責任の全部又は一部の免責を主張することはできないものとするが、委託者の当該通知の遅滞により増加費用が発生した場合、当該増加費用は委託者が負担するものとする。

第51条（一般的損害）

本業務について生じた損害又は追加費用（事故による損害又は追加費用も含む。）については、受託者がその費用を負担する（但し、次条第1項若しくは第2項又は第54条若しくは第55条による場合を除く。）。但し、その損害又は追加費用（第53条に規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

第52条（第三者に及ぼした損害）

1. 本業務の遂行に伴い第三者に生じた損害（第53条の規定により付された保険等により填補された部分は除く。以下本条において同じ。）について、当該損害が受託者の責めに帰すべき事由による場合は受託者がこれを賠償し、当該損害が受託者の責めに帰すべき事由によるものとは認められない場合については、委託者がこれを負担する。
2. 前項の場合その他本業務の遂行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び

受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

第 53 条（保険）

1. 受託者は、別紙 5 により、本業務の開始までに、本業務に係る第三者賠償責任に加入するものとする。保険契約及び保険証書の内容については、委託者の確認を得るものとする。
2. 委託者は、本施設の所有者として、本施設にかかる〔建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）保険〕又はこれと同等の保険に加入するものとする。
3. 受託者は、第 1 項に定める保険に加入後、速やかに、保険証書の写しを委託者に提出するものとする。
4. 受託者は、第 1 項にかかる保険請求事務を行うものとし、委託者は必要な支援を行うものとする。
5. 委託者は、第 2 項の規定にかかる保険請求事務を行うものとし、受託者は必要な支援を行うものとする。

第 54 条（法令等の変更）

1. 受託者は、法令等の変更（新設も含む。以下同じ。）により、本契約、本基本契約若しくは業務要求水準書等に従って維持管理業務を実施できなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。
2. 委託者が受託者から第 1 項の通知を受領した場合、直ちに本業務の継続の可否について協議するものとし、本業務の継続に関して増加費用の発生が予想される場合にあっては、受託者が当該増加費用の額を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について委託者と協議しなければならない。
3. 法令等の変更がなされた日から 60 日以内に前項の協議が整わない場合、委託者は受託者に対して、当該法令等の変更に対する対応を指図することができる。
4. 法令等の変更により本業務の実施に関して受託者に増加費用が発生した場合の負担は、本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙 6 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところによる。

第 55 条（不可抗力）

1. 委託者及び受託者は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。但し、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
2. 委託者及び受託者は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに本業務の継続の可否について協議するものとし、本業務の継続に関して増加費用の発生が予想される場合にあっては、受託者が当該増加費用の額を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について委託者と協議しなければならない。

3. 不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が整わない場合、委託者は受託者に対して、当該不可抗力に対する対応を指図することができる。
4. 委託者及び受託者は、本契約の締結後における不可抗力により生じる合理的な追加費用及び損害額を、本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙 7 に記載する「不可抗力による費用負担」に定める方法により負担する。

第 8 章 契約の終了

第 56 条（事業継続の検討）

1. 委託者は、事業期間満了日の 36 か月前から、令和 24 年 4 月以降の本事業の継続について検討し、受託者はこれに協力するものとする。
2. 前項の検討を踏まえ、委託者が事業期間を延長すると判断した場合、委託者及び受託者は、本事業の延長について協議を開始する。
3. 前項の協議を踏まえ、委託者及び受託者が事業期間満了日の 12 か月前まで（以下「継続協議期間」という。）に本事業の延長を合意した場合、本事業は当該合意に基づいて延長されるものとし、継続協議期間内に合意に至らなかった場合は、本事業は事業期間満了日をもって終了する。

第 57 条（本契約の終了時の取扱い）

1. 受託者は、本契約の契約終了日（契約期間の満了日のみならず、本契約が解除された日を含む。以下同じ。）において、業務要求水準書等で提示された性能を発揮できる機能を有し、著しい損害がない状態で（本契約の終了後 1 年以内に事業者が立案した長期更新計画において予定する設備更新以外の機器の更新を要することがない状態で）本施設を本契約の終了日又は委託者が別途指定した日に委託者に引き渡さなければならない。
2. 委託者は、本施設が業務要求水準書等で提示された性能を有していることを確認するため、本契約の終了日又は委託者が別途指定した日までに、受託者と協議の上日程を定めて本施設の検査を行う。委託者による本施設の検査により、本施設が業務要求水準書等で提示された性能を有していない部分が発見された場合、受託者は直ちに補修し委託者の確認を受けるものとする。
3. 受託者は、本契約が終了した場合、本施設内に受託者が所有又は管理する一切の物品、資材その他の物件があるときは、受託者は、委託者の指示に従って、当該物件について撤去などの処置をして本施設を委託者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に委託者の指示に従って当該物件について撤去などの処置をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分に要した費用を負担しなければならない。

第 58 条（委託者の事由による解除）

委託者は、本業務の実施の必要がなくなつたと認める場合には、60 日以上前に受託者に通知のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第 59 条（受託者の債務不履行等による解除）

次の各号の一に該当するときは、委託者は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が本契約上の義務に違反し、かつ委託者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が改善されないとき。
- (2) 本契約に基づく委託者のモニタリングの結果、受託者の債務の履行状況が改善期間を経過しても改善されないとき。
- (3) 受託者又は受託者の株主である各企業の一が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者によって、当該申立てがなされたとき。
- (4) 受託者又は受託者の株主である各企業の一が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は同法第 49 条第 6 項、第 52 条第 3 項及び第 66 条第 2 項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (5) 受託者又は受託者の株主である各企業の一が、独占禁止法第 3 条又は同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、同法第 50 条第 5 項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第 50 条第 4 項、第 52 条第 3 項及び第 66 条第 2 項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (6) 受託者又は受託者の株主である各企業の一が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (7) 受託者又は受託者の株主である各企業の役員若しくは従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条に規定する刑が確定したとき。
- (8) 第 4 号から前号に定めるほか、受託者又は受託者の株主である各企業の一が、本契約に係る参加手続に関する法令等その他本業務の実施に悪影響を及ぼす法令等に違反したとき。
- (9) 受託者又は受託者の株主である各企業の一が、本事業の参加手続における参加資格の全部又は一部を喪失したとき。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、受託者が本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。

第 60 条（委託者の債務不履行による解除等）

1. 委託者が本契約に違反し、その違反によって受託者による本契約の履行が不可能になったときは、受託者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 受託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

第 61 条（法令等の変更及び不可抗力による解除）

1. 第 54 条第 3 項又は第 55 条第 3 項に基づく協議が整わない場合、委託者は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 委託者は、前項にかかわらず、法令等の変更又は不可抗力に起因した委託者の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとする。

第 62 条（解除の効力）

1. 第 59 条に定めるところにより、委託者が本契約を解除できる場合、受託者と協議の上、以下の各号のいずれかの措置をとることができるものとする。
 - (1) 委託者において本事業を継続させると決定した場合は、受託者をして、受託者の本契約上の地位を、当該時点において委託者が選定した第三者へ譲渡させ、又は受託者の株主をして、受託者の全発行済株式を、当該時点において委託者が承認する第三者へ譲渡させる。
 - (2) 委託者において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下に定める措置をとるものとする。
 - ① 委託者は、受託者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
 - ② 委託者は、本契約解除時点における履行済みの本業務に係るサービス対価の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を受託者に一括して支払う。
 - (3) 前号の場合において、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い委託者に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。また、前号に基づく委託者の受託者に対する支払額から本号に基づく委託者の受託者に対する損害賠償額を控除することができる。
2. 受託者が第 60 条の規定により本契約を解除された場合、又は委託者が第 58 条の規定により本契約を解除した場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。
 - (1) 委託者は、本契約解除時点における履行済みの本業務に係るサービス対価の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を受託者に一括して支払う。
 - (2) 前号の場合において、受託者の委託者に対する損害賠償請求を妨げないものとし、当該損害賠償には本契約の解除に伴い受託者に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。
3. 委託者は、第 61 条に規定する場合であって、委託者及び受託者の協議が整わないとき又は受託者が本事業の継続を断念したときは、以下の各号のいずれかの措置をとることができるものとする。
 - (1) 委託者において本事業を継続させると決定した場合は、受託者をして、受託者の本契約上の地位を、当該時点において委託者が選定した第三者へ譲渡させ、又は受託者の株主をして、受託者の全発行済株式を、当該時点において委託者が承認する第三者へ譲渡させる。
 - (2) 委託者において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下に定める措置をとるものとする。

- ① 委託者は、受託者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- ② 委託者は、本契約解除時点における履行済みの本業務に係るサービス対価の未払額について、その 100 分の 100 に相当する金額を受託者に一括して支払う。

第 63 条（損害賠償等）

1. 第 59 条各号の規定により本契約が解除された場合、受託者は、当該解除がなされた事業年度におけるサービス対価の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払うものとする。
2. 前項の場合において、第 18 条第 1 項第 4 号の規定により委託者を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、委託者は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
3. 第 59 条各項に基づく解除に起因して委託者が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回る場合、受託者は、その差額を委託者の請求するところに従って支払うものとする。
4. 第 58 条又は第 60 条の規定により本契約が解除された場合、委託者は、当該解除により受託者が被った損害額を、受託者の請求するところに従って支払うものとする。
5. 第 61 条の規定により本契約が解除された場合、委託者は、当該解除により受託者が被った損害額を、受託者の請求するところに従って支払うものとする。

第 9 章 補則

第 64 条（契約の譲渡）

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。但し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第 65 条（遅延利息）

1. 委託者は、受託者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項、同法第 14 条に定める割合で計算して得た額の利息を付した額と委託者の支払うべきサービス対価とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。
2. 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項、同法第 14 条に定める割合で計算して得た額の延滞金を追徴する。

第 66 条（両市の責任分担）

1. 受託者は、共同浄水場及び上の原浄水場に係るサービス対価については両市がその支払い義務を負い、大牟田市水道施設及び高田中継ポンプ場に係るサービス対価については、大牟田市のみがその

支払義務を負い、荒尾市中央水源地に係るサービス対価については、荒尾市のみがその支払義務を負うことを確認する。また、両市のいずれかに支払義務があるか不明な場合（両市に支払義務があり、その負担割合が不明な場合を含む）は、両市は協議の上調整を図るものとし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、負担割合は当該年度における両市の年間計画最大浄水量の比に応じて、両市は速やかに受託者に対して当該支払い義務を履行し、その後の調整及び精算は両市の間で行われるものとする。両市の支払額については別に定める。

2. 本契約の規定に基づいて委託者の受託者に対する損害賠償義務等の支払義務が発生した場合、大牟田市の責めに帰すべき事由によるときは大牟田市の負担とし、荒尾市の責めに帰すべき事由による場合は荒尾市の負担とする。
3. 本契約の規定に基づいて委託者の受託者に対する損害賠償義務等の支払義務が発生した場合、両市の責めに帰すべき事由による場合は両市の負担とし、その負担割合について両市が協議をして定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、負担割合は当該年度における両市の年間計画最大浄水量の比として、両市は速やかに受託者に対して当該支払義務を履行し、その後の調整及び精算は両市の間で行われるものとする。
4. 前項の協議開始の日については、受託者が実務上合理的に開催可能な日を設定して委託者に通知する。
5. 大牟田市及び受託者は、大牟田市水道施設及び高田中継ポンプ場の維持管理業務に関して本契約の規定に基づいて求められる確認、承諾、指図、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他一切の行為については、大牟田市のみが、又は大牟田市のみに対してこれを行うものとするに同意する。
6. 荒尾市及び受託者は、荒尾市中央水源地の維持管理業務に関して本契約の規定に基づいて求められる確認、承諾、指図、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他一切の行為については、荒尾市のみが、又は荒尾市のみに対してこれを行うものとするに同意する。
7. 前2項の規定に関わらず、大牟田市水道施設及び高田中継ポンプ場に関するものか荒尾市中央水源地に関するものか、受託者にとって明らかでない場合、若しくは共同浄水場及び上の原浄水場に関する確認、承諾、指示、同意、通知、許認可の取得、情報提供その他の行為については、受託者は大牟田市に対して行うものとする。また、受託者が必要と認める場合には、受託者は、大牟田市に対して両市出席の協議を行うべき旨を申し入れることができ、この場合、両市はこれに応じるものとする。

第 67 条（談合等の不正行為に対する違約金）

1. 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は従業員）が、本契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第8条の3の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと（以下「談合等の不正行為を行ったこと」という。）が明らかとなったときは、受託者は、委託者に対して、当該談合等の不正行為を行ったことにより委託者に生じた損害の賠償として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者

の指定する期間内に支払わなければならない。

2. 前項の規定は、委託者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、委託者が当該を超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

第 68 条（個人情報の取り扱い）

受託者は、業務にかかる個人情報について、法令等に従い、適正に取り扱わなければならない。

第 69 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別紙 1 維持管理費の支払方法

1. 費用の構成

別表 1 共同浄水場維持管理業務費

項目		該当する業務	備考
固定費	運転管理費	運転管理業務 水質管理業務 消耗品調達管理業務 膜交換等業務 薬品調達管理業務 光熱水調達管理業務 浄水ケキ有効利用業務 見学対応業務 保安業務 災害及び事故対策業務 業務終了時の引継ぎ業務 その他	人件費、経費 保険料、公租公課、その他上記に含まれない費用
	保守点検業務費	保守点検業務 修繕業務 植栽管理業務 清掃業務	
変動費		薬品費 電気料金	

別表 2 共同浄水場外施設維持管理業務費

項目		該当する業務	備考
固定費	運転管理費	運転管理業務 消耗品調達管理業務 薬品調達管理業務 燃料調達管理業務 保安業務 災害及び事故対策業務 場外残留塩素等検査業務 業務終了時の引継ぎ業務	人件費、経費
	保守点検業務費	保守点検業務 植栽管理業務 清掃業務	
変動費		薬品費 燃料費	

別表 3 共同浄水場既存設備更新業務費

共同浄水場 既存設備更新 業務費	長期更新計画 策定業務費	長期更新計画策定業務	
	設計業務費	設計業務	
	工事等業務費	工事等業務	

2. 維持管理費及び更新業務費の考え方

更新業務に要する費用は、両市が調達するものとする。

維持管理に対する対価は、維持管理期間を通して年 4 回に分けて、両市が受託者に維持管理費と

して支払う。

3. 費用の支払方法

1) 共同浄水場維持管理業務費及び共同浄水場外施設維持管理業務費

(1) 修繕費以外

修繕費を除く共同浄水場維持管理業務費及び共同浄水場外施設維持管理業務費（以下、「維持管理業務費」という。）は、下表のとおり四半期に一度支払う。各四半期終了後、事業者は当該業務に係る請求書を両市に提出する。両市は、請求書受領後30日以内に、モニタリングの結果を踏まえ支払う。

別表4

各回	対象期間	支払見込み時期
第1 四半期	4～6月	各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日）
第2 四半期	7～9月	
第3 四半期	10月～12月	
第4 四半期	1月～3月	

また、当該費用は、毎年度1回物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、物価変動率を勘案した業務ごとの改定率を当該年度の各業務の単価に乘じ、翌年度4月分以降の各業務の対価に反映させる。

ア 固定費用

(ア) 対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、別表1及び別表2に示す固定費とする。

(イ) 算定方法

サービス対価（固定費用）は、本事業の維持管理業務に要する固定費用の契約期間に亘る合計額として受託者が提案した金額とする。

イ 変動費用（共同浄水場維持管理業務）

(ア) 対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、別表1に示す変動費用とする。なお、見積時における見積価格決定にかかる水量は、22,200m³/日（大牟田市：15,000m³/日、荒尾市：7,200m³/日）とする。

- ・薬品費
- ・電気料金

(イ) 算定方法

サービス対価は、本事業の維持管理業務に要する上記費用の契約期間に亘る合計額を受託者が提案した単価に、送水量実績を乗じた額とする。

変動費＝変動単価×送水量実績

ウ 変動費用（共同浄水場外施設維持管理業務）

(ア) 対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、別表2に示す変動費用とする。

- ・薬品費
- ・燃料費

(イ) 算定方法

サービス対価は、本事業の維持管理に要する上記費用の契約期間に亘る合計金額を受託者が提案した単価に調達実績を乗じた金額とする。

変動費＝変動単価×調達量実績

(2) 修繕費

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、業務の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、別表4と同様とする。また、物価変動による対価の改定についても、(1) 修繕費以外の維持管理費と同様に行う。

2) 共同浄水場既存設備更新業務

(ア) 対象となる費用

このサービス対価の対象となる費用は、別表3に示す業務費用とする。

(1) 長期更新計画策定業務費

受託者の長期更新計画策定業務費に関する見積額（総額）の1/15を毎年度末に支払う。

(2) 設計業務費

受託者が提案する設計業務費と、翌年度工事等業務費に基づき、毎年度末に支払う。

(3) 工事等業務費

受託者が工事实施の前年度に提出する、工事实施計画書に示す工事費に応じて、工事实施の年度末に支払う。

4. 維持管理費及び共同浄水場既存設備更新業務の変更

1) 長期更新計画の見直しによる変更

長期更新計画の見直しにより、工事等業務の対象設備が当初より変更となる場合には、2)の規定に関わらず、工事等業務費の変更を行うことができる。長期修繕計画の見直しに伴う場合には、修繕費用の見直しを行うことができる。

2) 物価変動による変更

(1) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

提案時の費用の積算の前提となる指標は令和8年4月30日時点のものを参照するものとし、その時点を経営単価の改定に当たっての起点とする。ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。

なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両市と受託者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。見直し後の指標については、見直し時点を基準日とし、その時点の業務単価を起点とする。以後の改定は、上記変動があった場合に行う。

(2) 工事等業務費

ア 両市及び受託者は、業務委託契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

イ 両市又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事等業務費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

ウ 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、「国土交通省 建設工事費デフレーター 上水道・工業用水道」に基づき両市と受託者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、両市は、変動後工事費を定め、受託者に通知する。

エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことがで

きる。この場合においては、上記アにおいて「業務委託契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、両市又は受託者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

カ 予想することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となった場合は、両市又は受託者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

キ 上記イの規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、両市と受託者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、両市は、工事費を変更し受託者に通知する。

ク 上記ウ又は前項の協議の開始日については、両市が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。ただし、両市が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、受託者は、当該協議の開始の日を定め、両市に通知することができる。

3) 上記以外の変化に対する見直し

(1) 維持管理費の算定根拠である前提条件において考慮されない変動要素又は重大な変更が発生した等の場合は、両市及び受託者は速やかに協議を行い、維持管理費の見直しを検討するものとする。当該協議は、両市又は受託者からの申し込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合は他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

(2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、両市は、維持管理費の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により受託者に対して通知する。

項目	該当する業務	備考
運転管理費	運転管理業務 水質管理業務 消耗品調達管理業務 膜交換等業務 薬品調達管理業務 光熱水調達管理業務 浄水ケキ有効利用業務 見学対応業務 保安業務 場外残留塩素等検査業務 災害及び事故対応業務 業務終了時の引継ぎ業務	【浄水ケキ有効利用業務費以外】 「建築保全業務労務単価（福岡県）」（国土交通省） ・保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補、保全技術員、保全技術補の現年度平均額(下式による)を用いた指数 $\text{平均額} = (\text{「保全技師Ⅰの単価」} + \text{「保全技師Ⅱの単価」} + \text{「保全技師補の単価」} + \text{「保全技術員の単価」} + \text{「保全技術補の単価」}) \div 5$ 【浄水ケキ有効利用業務費】 「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：下水道・廃棄物処理 ・小類別：廃棄物処理 品目：産業廃棄物処理

保守点検費	保守点検業務 修繕業務 植栽管理業務 清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ●修繕業務以外 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・小類別：建物サービス ・品目：建物サービス ●修繕業務 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・はん用機器、生産用機器、業務用機器の平均
その他の費用		<ul style="list-style-type: none"> 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・総合
変動費	電力費	<ul style="list-style-type: none"> 契約電力会社(九州電力)が示す以下の単価 (燃料調整単価、再生可能エネルギー発電賦課金単価を含む)の改定率 ・産業用季時別電力A
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・光熱・水道
	薬品費	<ul style="list-style-type: none"> 「企業物価指数」(日本銀行) ・無機化学工業製品

別紙2 維持管理費の減額の基準及び方法

1 維持管理業務に関するモニタリング

(1) モニタリングの目的

委託者は、本施設の維持管理業務開始後、受託者が本契約、業務要求水準書等及び業務計画書（以下「本契約等」という。）に基づき本施設の維持管理業務を適切に実施していることを確認するため、モニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法

委託者は、契約期間中、維持管理業務に関するモニタリングを、次のとおり行うこととする。

① 定期モニタリング

ア 日常モニタリング

委託者は、日常の維持管理業務実施状況を、日報及び各種点検・保守等報告書等により確認するほか、必要に応じて実施する巡回、業務監視等により確認する。

イ 月次モニタリング

委託者は、毎月、前月の維持管理業務実施状況を、月報（日報をとりまとめたものを含む。）により確認するほか、必要に応じて実施する巡回、業務監視、受託者に対する説明要求及び立会い等により確認する。受託者に対する説明要求及び立成会いは、受託者に事前に通知した上で、受託者に対して説明を求め、又は本施設において立成会の上、維持管理業務実施状況を確認することができるものとする。

ウ 四半期モニタリング

委託者は、四半期ごとに、前四半期の維持管理業務実施状況を、四半期報告書により確認するほか、必要に応じて実施する巡回、業務監視、受託者に対する説明要求及び立成会等により確認する。受託者に対する説明要求及び立成会いは、受託者に事前に通知した上で、受託者に対して説明を求め、又は本施設において立成会の上、維持管理業務実施状況を確認することができるものとする。

委託者は、四半期報告書の受領後14日以内に、当該確認の結果を受託者に通知する。

② 随時モニタリング

委託者は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、事業者側管理範囲の巡回、業務監視、受託者に対する説明要求及び立成会等を行うものとする。

③ モニタリング実施主体

維持管理業務にかかるモニタリングは、委託者が行う。

(3) モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に際し、委託者に発生した費用は委託者が負担し、それ以外に受託者に発生した費用は受託者が負担する。

2 改善要求措置

(1) 是正レベルの認定

委託者は、維持管理業務が本契約等に規定する水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、是正レベルを認定し、受託者に通知するとともに、委託者と受託者は是正に向けた協議を開始する。

是正レベルは、以下のとおりとする。

是正レベル	内 容
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務要求水準を上回るが、提案水準を達成できない場合 ◆ 本契約等に規定する水準及び仕様の下記の示す軽微な違反等の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水の供給に問題ない状態であるが、施設の一部又は機能の一部が使用できない。 ・ 業務の怠慢 ・ 委託者の指示等への対応不備 ・ 提出書類の不備 ・ 関係者への連絡不備
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄水ケーキ有効利用業務、見学者対応業務、植栽管理業務、清掃業務について、業務要求水準を達成できない場合
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、修繕業務、消耗品調達管理業務、膜交換業務、薬品調達管理業務、光熱水調達管理業務、警備業務、事業終了時の引継ぎ業務について、業務要求水準を達成できない場合（レベル 4 及び 5 に該当する場合を除く。） ◆ 委託者への連絡を故意に行わない場合 ◆ 提出書類を委託者の事前の承認を得ないで変更した場合
レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務要求水準書別紙 4 に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合 ◆ 受託者の安全措置の不備による人身事故が発生した場合 ◆ 提出書類に虚偽記載があった場合 ◆ 委託者からの指導・指示に従わない場合
レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道法に定められた水質基準を達成できない場合

(2) 是正勧告

委託者は、業務要求水準書に規定する水準又は受託者が提案した水準を満たしていないと判断される事象があると判断した場合、受託者に対して、是正勧告を行うものとする。

受託者は、委託者から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、委託者と協議の上、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を委託者に提出し、承諾を得た上で速やかに是正措置を行う。ただし、浄水水質に影響を及ぼさないことが明らかであるなど、委託者と受託者の協議により、軽微な事象と判断される場合には、是正勧告を行わないことがある。

(3) 是正勧告の対処の確認

委託者は、受託者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、是正が行われたかどうかを直に確認する。

(4) 是正命令

上記(3)における確認の結果、是正計画書に沿った内容・期間による改善が認められないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に是正命令を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び受託者の是正命令に対する対処について確認を行う。

(5) サービスの対価の支払い留保

委託者は改善が確認されるまでサービスの対価の支払いを留保することができる。

(6) サービスの対価の支払の減額

是正レベルと上記(2)及び(4)での改善状況に応じ、委託者は受託者に対してサービスの対価を減額する。詳細については、下記3に定める。

(7) 維持管理業務の実施を担う者の変更

委託者は、受託者が行う維持管理業務の結果が以下のいずれかに該当する場合は、維持管理業務の実施を担う者の変更を受託者に請求することができる。

ア 委託者の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

イ 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

ウ 業務要求水準書別紙4に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合又は水道法に定められた水質基準を達成できない場合が四半期に3回以上発生したとき

なお、サービスの対価の支払対象期間の途中で維持管理業務を行う者を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

(8) 契約解除

連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を行う者の変更に応じない場合は、委託者は受託者に通知することにより、通知の日から起算して6か月以内に本契約を解除することができる。但し、受託者の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

3 サービスの対価の減額等

(1) 基本的な考え方

委託者は、受託者の行う維持管理業務が業務要求水準に規定する水準又は受託者が提案した水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合（以下、「違反行為」という。）には、サービスの対価を減額する。

サービスの対価の減額は、減額ポイントの累積に応じて行われ、減額ポイントは、次の考え方を基本として下記(2)に示す表により算定する。

ア 委託者が違反行為を確認した時点で減額ポイントを科す。

イ 委託者が是正の勧告及び命令を出したにもかかわらず、改善されない場合にはさらに重い減額ポイントを科す。

- ウ 同じ違反行為を繰り返した場合には、重い減額ポイントを科す。
- エ 違反の程度が軽い場合（減額ポイントが5 P以下）には減額せず、サービスの対価を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与える。

(2) 減額ポイントの計上

委託者は受託者に対し、違反行為があった場合に次表に基づいて減額ポイントを計上する。

レベル	是正レベルの認定	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	是正命令後、改善が認められないと判断した場合
1	1 P	2 P	4 P
2	2 P	4 P	8 P
3	3 P	6 P	12 P
4	5 P	10 P	20 P
5	1 水質項目ごとに 10 P	1 水質項目ごとに 20 P	1 水質項目ごとに 40 P

なお、減額の対象となる事象が発生した場合で、その事象と同じ事象が発生時点から起算して過去3年間以内に起こっていた場合、減額ポイントは、前記の表に記載した各減額ポイントを2倍として計上する。

(3) サービスの対価の減額又は留保

委託者は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確定する。委託者のモニタリングが終了し減額ポイントがある場合は、受託者に減額ポイントを通知する。

サービスの対価の支払に際しては、3か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従いサービスの対価のうちの修繕費を除く維持管理費を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月のサービスの対価の支払額をここに通知する。

次回の支払までの間に改善が確認できた場合は、サービスの対価の留保は行わない。

なお、留保した場合の支払いは、委託者が改善を確認した後、直近で支払われるサービスの対価に加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

3か月の減額ポイント合計	減額又は留保	維持管理費（修繕費を除く。）の減額又は留保の割合
6 P以上	減額	1ポイントにつき、0.1%
1～5 P	留保	1ポイントにつき、0.1%

(4) 減額ポイントを計上しない場合

減額の対象となるレベル1からレベル5の状態が認められたとしても、明らかに受託者の責めに帰さない事由による場合は、減額ポイントを計上しない。

(5) ボーナスポイントの付与

受託者は提案した水準を超えて、大牟田市、荒尾市、大牟田市民又荒尾市民に多大な貢献をした場合、委託者は、受託者にボーナスポイントを与えることができる。

ボーナスポイントの付与は委託者が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また契約期間を通じて累積することができるものとする。ボーナスポイントは、以下の計算式に従い金額に換算し、当該金額を次回支払うサービスの対価に加算する。

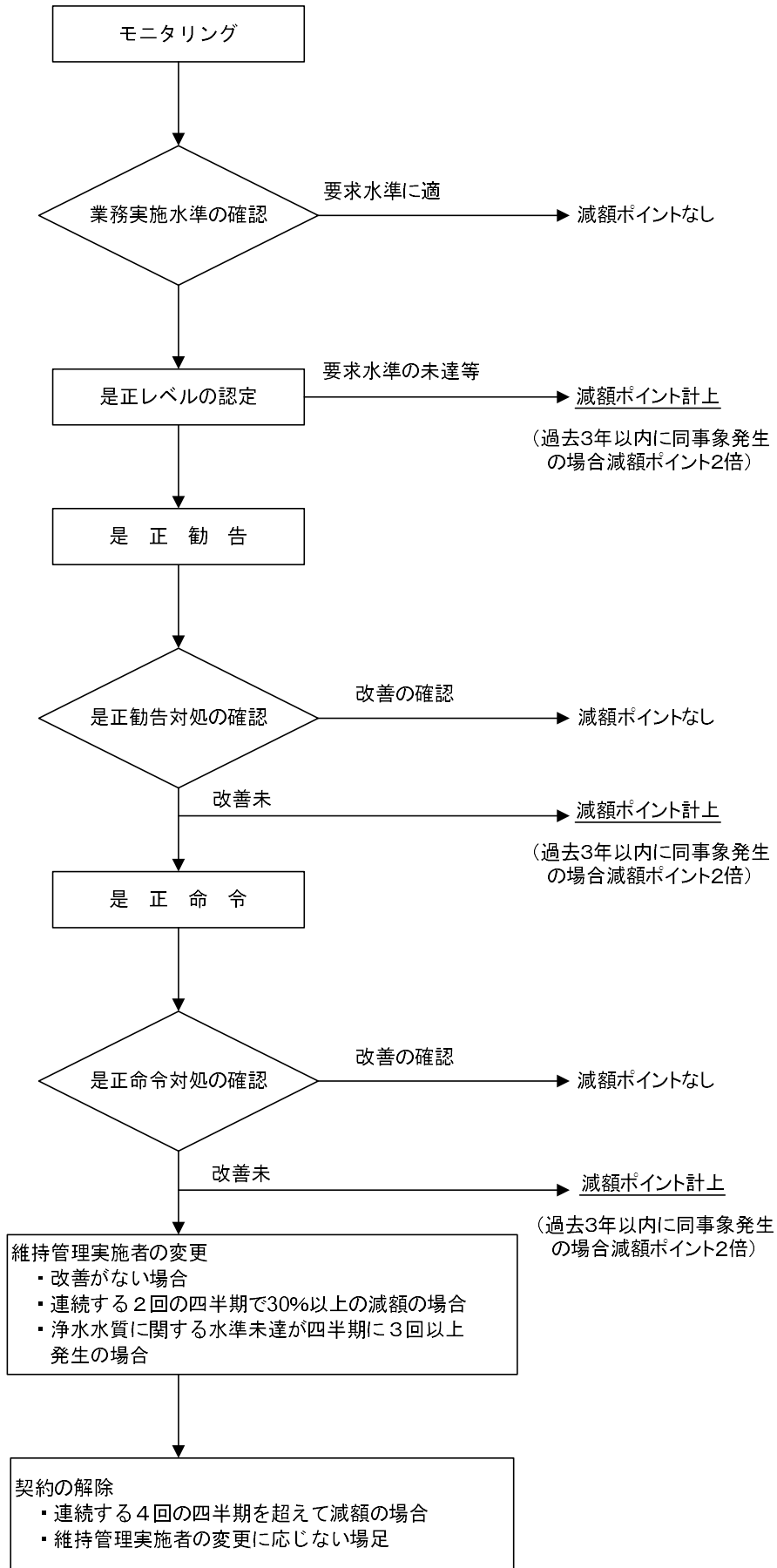
計算式：

修繕費を除く維持管理費の各回支払分×0.001×ボーナスポイント

4 サービスの対価の支払後に減額が判明した場合の対応

サービスの対価の支払後に、維持管理業務報告書に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、委託者は、本来支払うべきサービスの対価を計算し直し、既に受託者に支払った額との差額を次回支払うサービスの対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきサービスの対価と既に受託者に支払った額との差額について、委託者が受託者に支払った日から、委託者が差額を差し引くまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（1年を365日若しくは366日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。



別紙3 特許の使用

【受託者（事業者）の提案における特許の使用について記載】

別紙4 原水水質引き渡し条件

【業務要求水準書別紙3参照】

別紙5 受託者等の付す保険の概要

受託者は、以下の要件以上の保険を付保するものとする。なお、受託者が次の保険以外の保険を付保する提案をした場合は、受託者の提案による。

1. 第三者賠償責任特約

保険契約者：受託者

被保険者：受託者

保険の対象：本施設内における契約期間中に伴う法律上の賠償責任

保険期間：契約期間中

補償額：対人－1名あたり1億円、1事故あたり10億円、対物－1事故あたり1億円

免責金額：1,000円以下

その他：委託者を追加被保険者とする保険契約とすること。

2. 施設賠償責任保険及び受託物賠償責任保険

保険契約者：受託者

被保険者：受託者

保険の対象：本施設内における契約期間中に伴う法律上の賠償責任

保険期間：契約期間中

補償額：対人－1名あたり2億円、1事故あたり30億円、対物－1事故あたり1000万円

免責金額：なし

別紙6 法令等の変更による費用の負担割合

法令等の変更による費用の負担割合は、次のとおりとする。

項 目	委託者負担割合	受託者負担割合
①維持管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更の場合	100%	0%
②①以外の法令等の変更の場合	0%	100%

なお、①の維持管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、特に維持管理業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、受託者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

但し、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、以下のとおりとする。

項 目	委託者負担割合	受託者負担割合
①維持管理業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は新設の場合	0%	100%
②消費税・地方消費税に関する税制の変更又は新設の場合	100%	0%

別紙7 不可抗力による費用負担

本契約第55条に定める「不可抗力」による費用分担は、以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由（経験ある管理者及び受託者の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）を不可抗力という。なお、不可抗力の具体例は、以下のとおりである。

(1) 天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。但し、業務要求水準書等に事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的な事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内線、反乱、革命、クーデター、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び追突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠・解体・撤去・差し押さえ等。

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

- ①契約期間の変更、延期及び短縮に伴う維持管理費（金利及び物価変動を含む）
- ②原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査、設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用
- ④損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷及び復旧費用
- ⑤契約期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）
- ⑥契約期間の変更、延期及び短縮に伴う受託者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。但し、受託者の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

- ①契約期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度における維持管理費（但し、別紙1の別表1及び別表2の変動費を除く。）の1%相当額に至るまでは受託者がこれを負担し、1%を超える額については委託者が負担する。
- ②上記①の維持管理業務に係る追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、施設の損傷復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③一事業年度の数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の受託者の負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- ④受託者が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による補填を受けた場合は、当該補填金のうち上記①に基づき、受託者が負担すべき金額を超過する額につき委託者が負担する金額から控除する。

